

JCM 推進・活用会議の設置について

令和 4 年 1 月 11 日

令和 4 年 5 月 1 日改

令和 7 年 3 月 31 日改

環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省

1. 設置

パリ協定等を踏まえた我が国における二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism, JCM）の実施のため、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に基づき、JCM 実施担当省である環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省において「JCM 推進・活用会議」を設置する。

2. 任務

JCM は、途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本国の貢献を定量的に評価するとともに、日本の NDC（国が決定する貢献）の達成等に活用すること、及び地球規模での排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的及びパリ協定の目的に貢献することを目指す制度である。

本会議は、JCM クレジットに係るパリ協定締約国としての承認~~及び~~二重計上防止のための相当調整の適用方法の決定~~及び JCM 実施要綱の改定~~等に関する業務を遂行する。

3. 構成

本会議の構成員（以下「構成員」）は下記の通りとする。構成員間の合議に基づき、必要に応じて、追加等することができる。

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官~~付 JCM 推進室長~~

経済産業省~~産業技術環境局~~G X グループ地球環境対策室地球環境問題交渉官

外務省国際協力局気候変動課長

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室長

林野庁計画課海外林業協力室長

国土交通省総合政策局環境政策課~~地球~~環境政策企画官

4. 議事運営・開催時期

議長は環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付 JCM 推進室長、経済産業省産業技術環境局 G X グループ地球環境対策室地球環境問題交渉官、外務省国際協力局気候変動課長が持ち回りで務めるものとし開催にかかる事務は議長が所属する組織が担うものとする。

本会合において決議する場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面または電磁的方法による決定をすることができる。

開催時期については、議長が構成員に諮り、決定する。

その他推進・活用会議の運営に関する事項は、議長が構成員に諮り、決定する。

<参考>地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（関連部分抜粋）

第3章 目標達成のための対策・施策 第2節 地球温暖化対策・施策

2. 分野横断的な施策 （1）(b) 二国間クレジット制度（JCM）

（中略）

また、パリ協定及び関連する決定文書並びに JCM に係る二国間文書及び同文書に基づき設置される合同委員会において採択される規則及びガイドライン類を踏まえた我が国における JCM の実施のため、JCM 実施担当省において JCM 推進・活用会議を立ち上げる。JCM 推進・活用会議は、JCM クレジットに係るパリ協定締約国としての承認、二重計上防止のための相当調整の適用方法の決定及び JCM 実施要綱の改訂等に関する業務を遂行する。